

第 65 回 周防大島町農業委員会総会

- 1 開催日時 令和 3 年 4 月 15 日 (木) 午前 9 時半から午前 11 時 30 分
- 2 開催場所 久賀公民館 2 階 大会議室
- 3 出席農業委員 (12 人)
 - 1 番 川地 守
 - 2 番 宮城 恵子
 - 3 番 瀬川 一郎
 - 4 番 小柳 貴史
 - 5 番 沖村 和哉
 - 7 番 中原 賢
 - 9 番 宮本 平
 - 10 番 田中 豊文
 - 11 番 角井 雅之
 - 12 番 袴田 光夫
 - 13 番 安本 貞敏
 - 14 番 廣岡 隆義 (会長)
- 4 欠席農業委員 (2 人)
 - 6 番 星出 栄一
 - 8 番 大谷 正樹
- 5 出席要請農地利用最適化推進委員 (4 人)
 - 2 番 秋山 實
 - 3 番 松田 博
 - 13 番 國司 崇生
 - 15 番 船井 輝雄
- 6 欠席農地利用最適化推進委員 (2 人)
 - 1 番 福田 俊勝
 - 7 番 河村 常和
- 7 議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

議案 第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案 第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

協議会 1 住宅に付属した農地の指定について

協議会 2 和解の仲介について

報告事項 1 農地転用の届出について

報告事項 2 現地現況証明願による現況証明について

報告事項 3 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知
(賃借の合意解)について

その他 諸連絡

8 農業委員会事務局職員

事務局長 行田 一生

書記 市川 貴志

書記 泉口 洸平

事務局

おはようございます。皆さん集まりましたので、只今より第 65 回周防大島町農業委員会総会を開催いたします。開会に先立ちまして、4 月の定例の人事異動で事務局の体制が変わりましたのでご紹介等をさせていただきます。

(事務局長、新書記、と順次挨拶)

それでは最初に廣岡会長よりご挨拶をお願いいたします。

議長

おはようございます。春も盛りになりました。今年みかんの花を見る限りから言うと、非常にうちは下駄花です。今からの果実の方の着果対策、花の方の着花対策、いずれも忙しい作業が見込まれると思いつながり畑を見ております。他の野菜を生産される委員の方々もおられますから、気象条件で全体的に今年は早いというようなことを踏まえて、作業体制を進めて行くようになるだろうと思われまふ。必死になって生産対策、ないしはそれぞれの対策に進めて参りたいと思いつます。本日の付議事項は議案 6 件、協議事項に追加がありまして 2 件、報告事項 3 件、その他の諸連絡となっております。慎重審議のうえ決定いただきますよう、お願い申し上げます。それでは本日の出席者についてご報告いたします。在任する農業委員総数は 14 名、本日の出席数 12 名、欠席員 2 名、本日出席要請いたしました農地利用最適化推進員 6 名、欠席員 2 名でございます。よって農業委員は過半数の出席でございますので、周防大島町農業委員会会議規則第 8 条の規定により、総会は成立しております。次に議事録の署名人を指名いたします。本日の議事録署名人は農業委員 4 番小柳委員と 5 番沖村委員によろしくお願いいたします。それでは議事に入る前に事務局より議案書及び資料の訂正がありますので訂正を求めます。

事務局

失礼いたします。まず議案書の議事日程について、当初配布の日程 4 の報告事項 1 が「公共事業の施工に伴う農地転用通知について」とありますが、正しくは「農地転用の届出について」です。次に、協議会が 1 件の予定でしたが、「和解の仲介について」が追加となり、本日お配りした議事日程表のとおり日程が変更となります。次に議案説明資料 50 ページから 52 ページに、報告事項 2 の現況証明願いについての資料をお付けしておりますが、これが前回の資料となっておりますので、正しくは本日お配りしております東安下庄の東原さんの事案になります。訂正してお詫び申し上げます。訂正事項のご連絡は以上です。

議長

それでは議事に入りますが、最初の議案が私に関する議案ですので、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定に基づき、議事に参与することができません。

つきましては私は一旦退室しますので、議事の進行は川地職務代理に交代さ

せていただきます。

(廣岡会長退室)

職務代理

それでは議事に入ります。

日程1、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

はい、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、No.1、申請人、譲受人、東安下庄(氏名)、譲渡人、東安下庄(氏名)、申請地、大字東安下庄、字七反田、現況畑、面積904㎡、外2筆、計3,026㎡、権利の種類は所有権の移転、契約内容は売買です。経営面積は現在19,050㎡、取得後22,076㎡となります。担当委員は田中委員と國司委員です。それでは、農地法第3条第2項各号の事項について説明します。議案説明資料は、1ページから5ページをご覧ください。本事案については、利用権を設定している農地について、県外に在住する譲渡人の意向を受け、経営安定を図ろうとする譲受人が売買により農地を取得しようとするものであります。まず、第1号の全部効率利用要件については、営農計画書の農機具の保有状況や、労力の確保状況、作目及び利用計画からみて、権利取得後も農地を効率的に利用すると考えます。次に第2号の農地所有適格法人以外の法人が権利を取得する規定については、今回は個人ですので該当しません。次に第3号の信託の引受けによる権利取得についても該当しません。次に第4号の農作業常時従事要件ですが、譲受人の従事日数から見て、耕作に必要な日数について従事すると判断されます。次に第5号の下限面積要件ですが、本町の下限面積30aを超えて耕作するため問題はないと考えます。次に第6号の転貸禁止要件についても該当しません。次に第7号の地域調和要件ですが、農協の組合員であり、隣接する農家と連携しながら現在も営農しており問題ないと考えます。以上のことから農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件は満たしていると考えます。説明は以上です。

職務代理

引き続きまして、地区担当の田中委員、及び推進委員13番國司委員から、その後の補足説明などがありましたらお願いいたします。

10番

10番田中です。本件につきましては、10日に國司委員と現地を確認いたしまして、譲受人立会の下で現状を確認しておりますが、優良農地で、特に懸念等はありません。それから、譲渡人の方にも電話ですが、ご意向を確認し、この申請書どおりということで、他特にございませぬ。以上です。

職務代理

國司委員からはございませぬか。

13 番 13 番國司です。譲受人がもともとお借りしていた園地であったみたいなので、管理等問題ないと思います。以上です。

職務代理 只今の事務局及び担当委員の説明で、ご質問等ございませんか。

(質問等なし)

職務代理 質問等がないようですので、採決を行います。本件を許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

挙手全員でありました。よって本件は許可することに決定をいたします。それでは議事の進行を廣岡会長と交代いたします。

(廣岡会長入室)

議長 続いてNo.2について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 はい、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、No.2、申請人、譲受人、大字久賀(氏名)他一名、各持分Ⅱ分の一、譲渡人、大字久賀(氏名)、申請地、大字久賀、字原、地番●●●●、地目畑、現況畑、面積313㎡、権利の種類は所有権の移転、契約の内容は売買です。経営面積は現在0㎡から、取得後313㎡となります。備考その他参考といたしまして、住宅に付属する農地指定案件、担当は農業委員4番小柳委員、及び推進委員1番福田委員となります。続いて、農地法第3条第2項各号の事項について説明します。議案説明資料は、6ページから10ページをご覧ください。本事案については、住宅に付属した農地の指定を受けた農地について、宅地と共に売り渡したい譲渡人の要望に、当該宅地に住宅を建築した譲受人が売買に応じるものです。まず、第1号の全部効率利用要件については、営農計画書の農機具の購入計画や、労力の確保方法、作目及び利用計画からみて、権利取得後は農地を効率的に利用すると考えます。また、譲受人より、取得した農地を3年以上耕作する旨の誓約書も提出されております。次に第2号の農地所有適格法人以外の法人が権利を取得する規定については、今回は個人ですので該当しません。次に第3号の信託の引受けによる権利取得についても該当しません。次に第4号の農作業常時従事要件ですが、本人及び家族の従事日数から見て、耕作に必要な日数について従事するものと考えます。次に第5号の下限面積要件ですが、住宅に付属する農地の指定を受けており、問題はないと考えます。次に第6号の転貸禁止要件についても該当しません。次

に第7号の地域調和要件ですが、自家用野菜の栽培する計画で、譲渡人や近隣農家との良好な関係を維持し、営農指導も受ける計画であるため、周辺農地の効率的かつ、総合的な農業利用に支障は生じないと考えます。以上のことから農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件は満たしていると考えます。説明は以上です。

議長 引き続きまして、地区担当の4番小柳委員、及び推進委員1番福田委員から、その後の補足説明などがありましたらお願いいたします。

4番 先日福田委員と一緒に譲受人と譲渡人と一緒に現地の方を見て参りました。住宅に附随する農地ということですが、完全に住宅と一体な所ですので、管理はされると思います。土地の持分が2分の一ずつということですが、建物といっしょの持分の分け方となっていることからこのような形になっているそうです。隣接する宅地と近いため、管理を徹底してやってもらいたいということをお願いしました。以上です。

議長 ただいまの事務局及び担当委員の説明で、ご質問などはございませんか。

11番 確認させていただきたいことが二点ほど。まず、売買価格の（金額）というのは農地のみの価格でしょうか。それともほかの土地、宅地といったものも含めた金額なのでしょうか。もう一点、譲渡人の職業が農業となっておりますが、今まで耕作経験が無いため職業を農業と言われるのはどうかと思います。以上です。

事務局 ありがとうございます。まず売買価格についてですが、申請された農地の価格というように認識しております。そして譲渡人の職業についてですが、事務局の方から直接譲渡人へ営農状況は確認しておらず、耕作面積くらいしか確認しておりませんので、実際のところ、本格的な農業でないと言われたらそうかもしれません。曖昧な回答となり申し訳ありません。

11番 職業を農業と言われるのであれば、せめて起業届や開業届といったものを出していただいた方を農家と呼ぶなり、ある程度2~3反でもいいので農業としての営農実績を持たれている方を農家と呼ばないと、それこそ家庭菜園を行われている方の職業を農業と言わないと思いますので。家庭菜園のみされているのであれば無職と、他の仕事をされているのであればそちらの職業を記載するという表現になるでしょうし。

議長 これは事務局の方をお願いいたします。申請書が出てきた段階で確認する作業、農業として書かれているのならばどの程度なのかということを確認して、次回以降の注意事項としていただけたらと思います。角井委員どうでしょう

か。

11 番

(了解する)

議長

外に質問はございませんか。

(質問等なし)

ご質問なども無いようですので採決をいたします。

本件を許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって、本件を許可することに決定いたします。続いて、日程 2、議案第 2 号、農地法第 5 条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

はい、議案第 2 号、農地法第 5 条の規定による許可申請について、No. 1、申請人、譲受人、広島市安佐南区（氏名）、譲渡人、岩国市（氏名）、申請地、大字東安下庄、字聳ヶ浦、地番●●●●●、地目畑、現況地目荒廃、面積 98 m²、権利の移動につきましては所有権の移転、契約の内容は売買です。事業計画、利用用途等につきましては自己用住宅、および駐車場 4 台となっております。備考その他参考といたしまして、第 2 種農地、計画全体面積は 177.54 m²、平成 30 年 8 月頃から違反転用となっております。担当委員は農業委員 10 番田中委員と、推進委員 13 番國司委員でございます。資料は 11～16 ページをご覧ください。続いて許可基準について説明します。まず、立地基準についてご説明します。農地の区分は、役場橋総合支所から南東方向約 1.3 km の距離にあり、過去に公共投資の対象となっていない小集団の第 2 種その他の農地に該当します。次に、一般基準についてご説明します。まず、転用の目的との適合性についてですが、譲受人は県外から移住を考えている高齢の夫婦で、申請地と隣接する雑種地を一体的に利用し自己用住宅を建築しようとするものであります。また、申請者双方の代替地検討表を確認し、事業の実施のため他に適当な土地がないことから、候補地の選定や転用目的は適当であると考えます。なお、申請地は平成 30 年 8 月ごろ整地をしており無断転用案件です。先月の総会でも同様の申請がありましたが、申請時期が異なっていますが、同時期に所有者から農地法違反に対する反省と、今後は農地法を遵守する旨の始末書が提出されております。次に事業実施主体の資力及び信用についてですが、預金通帳の写しが添付されており、事業の実施に必要な予算を確保していると考えます。次に転用の妨げとなる権利を有する者の同意についてですが、申請地は利用権などの権利設定は無く、該当がありません。

ん。次に遅滞なく、転用目的に供することの確実性についてですが、許可後2年以内に完了の予定であり、確実であると考えます。次に行政庁の許可、認可等の処分の見込み、協議の状況等については該当ありません。次に一体利用地の確保の見込みについてですが、事業の実施にあたり、隣接する雑種地を取得することを受任者より確認しております。次に計画面積の妥当性についてですが、事業計画書及び土地利用計画図、施設計画図から判断し、個人住宅の場合に妥当とされる転用面積500㎡以内で、かつ建ぺい率も22%を超えており、必要かつ妥当な転用面積であると考えます。次に周辺農地等の営農条件に対する支障についてですが、被害防除計画書から判断し、日照、風通し、排水等で、周辺農地の営農条件に対する支障は発生しないものと考えます。以上の事から農地転用の許可要件は満たしていると考えます。説明は以上です。

議長 引き続きまして、地区担当の10番田中委員、及び推進委員13番國司委員から、その後の補足説明などがありましたらお願いいたします。

10番 本件は10日に國司委員と譲渡人立会を受けまして現地を確認しております。前回申請のありました隣の土地と全く同じ案件なのですが、内容については違反転用ということで今から特に申し上げることはございませんが、前回も申しあげましたように、違反転用を全く同じ手続きで処理していいものなのかどうか、まあ始末書はついていますが、何らかのペナルティというか、通常とは違う処理が必要ではないかというのは改めて申し上げておきます。それと工事の期間ですが、許可後2年以内と、いうことですが、許可後ただちに着工するというので、十分余裕を持った工期であることを説明いたします。以上です。

推委13番 13番國司です。私からは特にありません。

議長 ただいまの事務局及び担当委員の説明で、ご質問などはございませんか。

(質問等なし)

ないようですので、私の方から。譲渡人の名前の読み方が委員さんと事務局で異なっておりましたので確認しておいてください。ご質問なども無いようですので採決をいたします。本件を許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって、本件を許可することに決定いたします。

議長

続いて、No.2について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局

はい、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請について、No.2、申請人、北九州市門司区（氏名）、譲渡人、兵庫県高砂市（氏名）、申請地、大字西屋代、字中田、地番●●●●、地目田、現況畑、面積1711㎡、権利の種類等につきましては所有権の移転、契約内容は売買です。事業計画、用途等につきましては、太陽光発電設備となっております。備考、その他参考といたしまして、第2種農地、周防大島町環境保全基本条例締結後許可となっております。担当委員は農業委員1番川地委員と、推進委員7番河村委員ですが、河村委員は本日欠席となっております。続いて、許可基準について、説明します。資料は、17ページから21ページをご覧ください。まず、立地基準について、ご説明します。農地の区分は、役場大島総合支所から北に433mの距離にあり、農地法施行規則第45条第2項に規定する第2種農地に該当します。次に、一般基準について、ご説明します。まず、転用の目的との適合性についてですが、譲受人は、県内で太陽光発電事業を営む個人です。経営規模拡大のため申請地を取得し、太陽光発電事業により、経営の安定を図ろうとするもので、譲受人の要請に対し、県外に居住して、農業後継者もない譲渡人が応じるものであります。また、申請者双方の代替地検討表を確認し、事業の実施のため、他に適当な土地がないことから、候補地の選定は適当であると考えます。次に事業実施主体の資金力及び信用についてですが、金融機関からの融資通知の写しが添付されており、事業の実施に必要な資金を確保していると考えます。次に転用の妨げとなる権利を有する者の同意についてですが、申請地は利用権などの権利設定は無く、該当がありません。次に遅滞なく、転用目的に供することの確実性についてですが、許可後1年以内に完了の予定であり確実であると考えます。次に行政庁の許可、認可等の処分の見込み、協議の状況等についてですが、計画面積が1,000㎡を超えるため、周防大島町環境保全基本条例に基づく申請の対象であり、現在申請中であることを確認しております。次に一体利用地の確保の見込みについてですが、申請地の他に非農地を利用する計画は無く、該当がありません。次に計画面積の妥当性についてですが、事業計画書及び土地利用計画図、施設計画図から判断し、必要かつ妥当な転用面積であると考えます。次に周辺農地等の営農条件に対する支障についてですが、被害防除計画書から判断し、日照、風通し、排水等で周辺農地の営農条件に対して、支障は発生しないものと考えます。以上の事から農地転用の許可要件は満たしていると考えます。説明は以上です

議長

引き続きまして、地区担当の1番川地委員からその後の補足説明などがありましたらお願いいたします。

- 1 番 先週河村委員と一緒に現場を見に行ったのですが、19 ページに凶面があると思います。緑で塗り固めている所の隣ですが、●●という方の農地があります。ここが昨年太陽光に転用され、既に稼働しております。その続きになると考えております。柳の木が4~5本生えておりかなりの巨木となっていたのですが、既に伐採され、平地となっております。水利権ですが、何年も耕作されていなかったということで、和田組合に問い合わせたところ特に問題ないということでした。しかしながらこの前面道路ですが、道路が舗装されていません。100mほど舗装されておらず、今から草が伸びてくるわけです。膝より高くなる形で草が生えると。こちらは町道になるので町が刈るのかという話ではあったのですが、できれば耕作者がその前を刈っていただければ、日ごろ綺麗に通行できるかなと言う願いがありました。私からは以上です。
- 議長 ただいまの事務局及び担当委員の説明でご質問などはございませんか。
- 11 番 17 ページの右側、譲渡人の方の事由の箇所で他に農業の委託先も見つからないためという一文がございますが、これは例えば農業委員の方に相談があったとか、農地バンクの方に相談があったとか、そういった実績はありますか。
- (ないと呼ぶ声あり)
- 委託先を探したというのであればせめてその程度はしていただきたいと思う。以上です。
- 議長 今のは事務局の方またお願いします。申請書の方に先程角井委員が指摘されたよう、事案を書くのであればその実績が必要であるということを前提として、実際は角井委員の言われるとおり農地は荒れていたのしょうけど、実績として、受け手がいないという実績を書くのであればその事実がいるということで確認をしておいてください。他に質問はございますか。
- 4 番 20年間の売電事業を行うという計画ですが、その後どうするという見通しとか、やめた後は撤去するとか、その辺りまで計画としてあるのでしょうか。
- 事務局 現時点では20年後のことについては未定となっております。この計画書からはその20年度のことまでは見えてきておりませんので今こちらからは申し上げることはできないという状況です。
- 4 番 この事案に限ったことではありませんが、売電事業をやめてしまった後どうするのかという所は、これから太陽光の後始末が大変になるんじゃないかと

いう気がします。

事務局

分かりました。この20年度どのようにするかというのは、この申請も含め、今後上がってくる申請についても確認の対応をしていこうと思います。

議長

今の小柳委員の指摘事項、今まで上がってきた太陽光発電の事案について常にその終了後をどうするのかというのがずっと他の委員さんから懸念、指摘があったことだと思いますので、今後ともご留意いただけたらと思います。申請が上がってきた段階で業者に確認するなり、その辺り注意していただけたらと思います。他に質問はございますか。ご質問なども無いようですので、採決をいたします。本件を許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって本件は、許可することに決定をいたします。続いて、No.3について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局

はい、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請について、No.3、申請人、譲受人、周防大島町西安下庄、(氏名)、譲渡人、周防大島町大字日前(氏名4)、申請地、大字日前、字白浜、●●●●番地、地目畑、現況畑、面積271㎡、権利の種類等につきましては所有権の移転、契約内容は売買です。事業計画用途等につきましては、店舗兼住宅の敷地拡張、備考その他参考といたしまして、第2種農地、平成9年1月25日に違反転用となっております。担当委員は農業委員10番田中委員と推進委員15番船井委員でございます。続いて許可基準について説明します。資料は、22ページから27ページをご覧ください。まず、立地基準について、ご説明します。農地の区分は、役場日良居出張所から北北西に約1.5kmの距離にあり、過去に公共投資の対象となっていない小集団の第2種その他の農地に該当します。次に、一般基準についてご説明します。まず、転用の目的との適合性についてですが、譲受人は、町内で海産物加工業を営む個人です。平成4年6月に申請地に隣接する土地を転用し、店舗兼住宅を建築し、事業を開始しておりますが、その後、平成9年頃に申請地に無断で増築をし、また、物置を設置したため、このたび無断転用状態を是正するとともに、売買で譲り受けて管理をするため、譲渡人がこれに応じたものです。無断転用案件であり、申請者双方から無断転用に対する反省と今後は農地法を遵守する旨の始末書が提出されております。また、既存の店舗は申請地と一体的に利用しており、事業の実施のため、他に適当な土地がないことから、候補地の選定は適当であると考えます。次に事業実施主体の資金力及び信用についてですが、預金通帳の写しが添付されており、事業の実施に必要な予算を確保していると考えます。

次に転用の妨げとなる権利を有する者の同意についてですが、申請地は利用権などの権利設定は無く、該当がありません。次に遅滞なく、転用目的に供することの確実性についてですが、所用な手続きなどを踏まえ、許可後2ヶ月以内に完了の予定であり確実であると考えます。次に行政庁の許可、認同等の処分の見込み、協議の状況等については該当がありません。次に一体利用地の確保の見込みについてですが、すでに事業展開をしており確実です。次に計画面積の妥当性についてですが、事業計画書及び土地利用計画図、施設計画図から判断し、必要かつ妥当な転用面積であると考えます。次に周辺農地等の営農条件に対する支障についてですが、被害防除計画書から判断し、日照、風通し、排水等、周辺農地の営農条件に対して支障は発生しないものと考えます。以上の事から農地転用の許可要件は満たしていると考えます。説明は以上です

議長 引き続きまして、地区担当の10番田中委員、及び推進委員15番船井委員から、からその後の補足説明などがありましたらお願いいたします。

10番 先週船井委員と現地を確認しております。申請書のとおりで、特に補足して申し上げることはございません。

推委15番 田中さんのおおり、私からも特にありません。

議長 ただいまの事務局及び担当委員の説明でご質問などはございませんか。

(質問等なし)

ご質問なども無いようですので、採決をいたします。本件を許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって本件は、許可することに決定をいたします。続いて、No.4について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 はい、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請について、No.4申請人、譲受人、岩国市(会社名)、譲渡人、周防大島町大字久賀(氏名)、申請地、大字久賀、字田ノ迫西●●●●番地、地目畑、現況原野、面積105㎡、外18筆、合計4746㎡、権利の種類等につきましては所有権の移転、契約の内容は贈与です。事業計画、用途等につきましては森林整備となっております。その他参考といたしまして、田ノ迫および見ノ越の農地について第2種農地となっております。担当委員は農業委員2番宮城委員と、推進員2番秋

山委員となっております。続いて許可基準について、説明します。資料は、28ページから34ページをご覧ください。まず、立地基準について、ご説明します。農地の区分は、役場久賀総合支所から北西に約2kmと、約943mの位置にあり、過去に公共投資の対象となっていない小集団の第2種その他の農地に該当します。次に、一般基準について、ご説明します。まず、転用の目的との適合性についてですが、譲受人は、岩国市内に事務所を置き、林業を営む法人です。周防大島町内で事業を開拓するため、林業に適した土地を探していたところ、譲渡人からの要請があり申請地を取得し、山林として維持管理をしようとするものであります。候補地の選定については、申請者双方より代替え地検討表が提出されており、事業の達成のために他に適当な土地がないことから、候補地の選定は適当であると考えます。次に事業実施主体の資力及び信用についてですが、預金通帳の写しが添付されており、事業の実施に必要な予算を確保していると考えます。次に転用の妨げとなる権利を有する者の同意についてですが、申請地は利用権などの権利設定は無く、該当がありません。次に遅滞なく、転用目的に供することの確実性についてですが、許可後2年以内に完了の予定であり、確実であると考えます。次に行政庁の許可、認可等の処分の見込み、協議の状況等については該当がありません。次に一体利用地の確保の見込みについてですが、申請地の他に非農地を利用する計画は無く、該当がありません。

次に計画面積の妥当性についてですが、事業計画書及び土地利用計画図、施設計画図から判断し、必要かつ妥当な転用面積であると考えます。次に周辺農地等の営農条件に対する支障についてですが、被害防除計画書から判断し、日照、風通し、排水等、周辺農地の営農条件に対して支障については発生しないものと考えます。以上の事から農地転用の許可要件は満たしていると考えます。説明は以上です。

議長 引き続きまして、地区担当の2番宮城委員、及び推進委員2番秋山委員から、からその後の補足説明などがありましたらお願いいたします。

2番 個の案件は昨年の11月に農地等利用計画変更届を出されて、その除外申請を許可された物件です。その前から譲渡人とのやり取りがありましたので、今回の件もこの内容で良いのかという意味確認は致しました。それと今回は譲受人の担当者の方と、コロナの中なのでなかなかお目にかかることが出来なかったのですが、電話でお話をさせていただきました。こういった件はあんまりないかとは思いますが、今回こういう件が出てきて、荒地、農業が出来ない物を山に返すという意見は私的にはいいのではないかと考えています。譲受人である事業者さんもこういった件が大島町でも少しずつ出てきているという話をされていまして、次回も出るような話をされていまして、皆さんの方でも確認していただけたらと思います。申し送り事項としては譲受人である事業者は今後の管理を徹底していた

だきたいということをお願いいたしました。以前秋山推進委員と一緒にパトロールをした時に現地がすごくひどい状態になっていました。そして現地の近くに農地がすごくたくさんあります。なので、周辺農家さんへ配慮していただくよう、譲受人にはお願いしてあります。そして譲受人の方から、隣近所の方がよくわからないと。そして周辺農家とのお話がまだできていない状況なのでどうしたらよいかというお話がありましたので、また推進委員さんと相談しまして、推進委員さんの方がパトロールをする機会が多いので、その時に近所の方にこういう風になりましたと話をさせていただいて、輪を作っていけたらいいなと思っております。そして推進委員さんの方には農地転用前の今の状態を報告していただけたらと思います。以上です。

推委 2 番 今の件にだいたい賛成です。私はイノシシ猟もやっております、この申請地の周辺もよく通ります。今後もよく観察していきたいと思っております。

議長 ただいまの事務局及び担当委員の説明でご質問などはございませんか。

10 番 一点だけ確認なのですが、細かいことですが、申請書作成者の欄に法人にあってはその担当者とありますが、その方が会社でどういった立場の方かということを書いておいた方がいいかと思っております。

事務局 個の担当者の方、(事業者名)の事務員さんでございまして、その辺の関係を追記するよう、今後気を付けます。

2 番 私の方も確認しました。

議長 ほかに質問はございますか。

9 番 荒れた農地を山林に戻すという取組は良いことだと個人的には思うのですが、この一件だけではなく今後似たような案件が出てくる、現在既に出てきているが、最終的に譲受人が、この(事業者名)さん一択になっていくと、どういったことに繋がっていくかなと少し気になるころではあります。この案件とは少しずれるかもしれませんが、意見がききたいと思ひまして質問しました。

議長 事務局答弁できますか。

事務局 今こういった事業を展開されているのが事例としては今回の会社だけとなるが、この会社以外に林業に関する団体が取得したいということであればその事業計画書を見て、その会社の実績等を見て、農地取得後、適正事業をしていくかという所を確認して判断していきたいと思っております。ですので(事

業者名) 一社絶対という訳ではないと思いますし、同様の法人とか団体さんが出て来た時には平等に審査をしていきたいと思っております。

11 番 一応確認なのですが、これは要は農地転用ということなので、畑から山林地番として転用されて、農業委員会の管轄から外れてくるという認識でよろしいでしょうか。

事務局 5 条転用での申請ですので、地目変更と所有権移転を伴うものです。ですので、これを許可後は山林への地目変更となり、農地ではなくなるということになります。

11 番 山林になるわけですが、これに檜や杉を植えた場合に、10~20m の高さにいずれはなってきます。そうした場合に近隣の方の農地の陰になる、ということは、近隣農家の同意が必要になる。いくら農地から外れるといえど、整備をすると言っているだけでなく、同意は要らないのでしょうか。

事務局 転用目的外の所で言いますと、許可要件の中では必ずしも同意は必要という訳ではありませんが、そういった陰になるという恐れもありますので、やはり事業主さんには、先程宮城委員からご説明ありましたけれど、みかんやっている所もありますので、その辺は適切に管理していただいて、事業をやっていただくということをお願いしていきたいと思っています。

2 番 すいません、皆さんちゃんとここを見てらっしゃらないからいろんな意見があると思うのですが、本当にすごく荒れています。実際に土砂が滑り落ちるような所もあります。それも譲受人とは確認しました。こんなところで大丈夫ですかといったことです。ただ、今から譲受人がやろうとしていることは多分近隣の方にはご迷惑にはならないようなことになると思っています。そして、秋山委員と一緒にパトロールもして、何かあったら指導を行いたいと思います。よろしくご審議ください。

議長 他に無いようなので、私の方から二つほど。一つは、去年だったかとは思いますが、家房の案件で(事業者名)が行う事案は椎茸の原木用のくぬぎを植えるといったような植林だったと思います。今回はどういった林種を植えようとしているのかがちょっとわかりませんが、まあやりかたによってはあるのだろうなということが一つでした。その辺りも今後確認していただけたらと思います。わかっていれば説明がしやすくなると思います。もう一つ先程宮本委員から合った質問で(事業者名)一社しかないということに関して、私が現職時代の情報でもっている限りから言うと、確かに森林組合が直接農地を取得するという形ではなく、大体はその森林組合が設立をした作業委託集団である株式会社、今回でいえば(事業者名)がだいたい作業を行ってい

く場合が多く、それは確かに数が限られるというのは思う所です。管轄を別の所に、例えば（事業者名）以外の会社が大島に入ってくるというのは多分ないでしょうから、そういう意味では（事業者名）一社となるんだろうなど。あえて言えば昔岩国には●●●がありましたから。ないしは●●●もいるからその辺りが出てくる可能性がないことはないんだろうなどということは思わなくはないのですが、当面大島に入ってきているのは（事業者名）のみになるんだろうと思います。どういう風な情報提供するかによって会社が複数になって、それが一番地権者にとってメリットになるのかなという、まあ懸案事項ではあります。他にご質問なども無いようですので、採決をいたします。本件を許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

挙手全員であります。よって本件は、許可することに決定をいたします。

続いて、日程3、協議会1、住宅に付属する農地の指定について、事務局より説明をお願いします。

事務局

はい、協議会、住宅に付属する農地の指定について、No.1、申請人、所有者（氏名）、申請地、大字久賀、字当面●●●●番地、面積254㎡、地目田、現況原野、遊休化の状態、全部、付属する住宅の所在等について、所有者（氏名）、大字久賀、字当面●●●●番地、担当委員は農業委員2番宮城委員、推進委員3番松田委員となっております。続いて、住宅に付属する農地の指定に係る適用条件について、ご説明いたします。資料は35ページから37ページをご覧ください。まず、第1号ですが、申請地は全部が遊休状態であり、今後も所有者又は相続人による維持管理や作物等の栽培がおこなわれる見込みがないと判断される農地です。次に第2号ですが、申請地は住宅の西隣りに隣接した土地で、同じ大字久賀地内にあることを確認しております。次に第3号ですが、登記事項証明書より住宅及び、その敷地の所有者が同一であることを確認しております。次に第4号ですが、農地指定後は早々に農地法3条申請を行い、その際に3年以上耕作する旨の誓約書を提出する意向を受任者から確認しております。次に第5号ですが、申請地は役場久賀総合支所から東に約937mの位置にある、住宅地に介在する小集団の第2種農地その他の農地に該当いたします。また、現在までに公共投資の対象となっておらず、日本型直接支払交付金の交付対象農用地でもありませんし、利用権や地上権などの権利の設定がないことを農地台帳や登記事項証明書から確認しております。以上のことから取扱基準第4条に掲げる適用条件はすべて満たしていると考えます。説明は以上です。

議長

引き続きまして、地区担当の2番宮城委員、及び推進委員6番松田委員から、

その後の補足説明などがありましたらお願いいたします。

2 番 2 番宮城です。報告いたします。この案件について現状確認は私が、その他のことは事前に松田推進委員が動かれていますので、報告をいたします。まず現状確認としては、先日松田委員と現況を確認しましたところ、書面では現況田となっていますが、畑だろうと思います。その他の事項について相違はないと思います。住宅に付属する農地に指定することに意義はありません。その他のことについては松田委員からお願いいたします。

推委 3 番 3 番松田です。先日 4 月 6 日に申請人の奥村氏と電話にて申請について確認しております。建物については近年まで人が住んでいたということで、敷地の周りについてはイノシシ防護柵が設置され、適正に管理されていると思います。以上です。

議長 ただいまの事務局及び担当委員の説明で、ご質問などはございませんか。

11 番 まず申請書類に関してなんですけど、ちょっと修正を加えていただきたいと思う箇所が一点。まず付随する対象住宅の地番が必要じゃないかというのが一点。今回は添付資料を見れば明らかに隣接地のことを言っていると思うのでそこは問題ないが、前回は確か飛び地の所を付随する農地と言い張ったところがありましたし、仮にこの申請人がこの宅地でない別の宅地であった時に書面からでは確認できないので、付随する対象住宅はここです、対象となる農地はここですというのが分かる形での申請書の方が良いのではないかというのが一点。付随するという対象地区の範囲というのがおそらく今久賀という話があったので、久賀地区内ならいいということになっていると思うんですけども、久賀といってもかなり広いので、やっぱり付随するというからには地域を絞る必要があるのではないかというのが一点。以上です。

事務局 ご質問でございますが、今のこの農地の指定申請書の中には土地の所在しか書いていないということなので、付属する家があるというならその家の住所を記載した方がいいのではということでございます。記載内容の変更ということになると、既定の様式の変更案というものをこの総会でお示しして、その手続きを踏まえてからの変更となります。これにつきましては検討していきたいと思います。あと付属する農地の範囲ということでございますが、この取扱基準については、同じ大字の地区内という記載がございますので、大字を越えての指定はしないということにしております。以上です。

11 番 久賀もそれこそ宗光より奥とか畑で付随する農地とここで言われても、それはどうなのと当然なるので、ある程度やはり大字から字まで下げろと言うとどこまで行くのかという話になりますけれども、その辺りも検討していただ

けたらなと思います。

事務局 この基準を定める際に総会でお諮りしたところではあるのですが、あまりにも範囲を小さくしすぎても、この制度が活用しづらいというのがあると思います。同じ大字の地内であれば移動距離についても、最も遠くても車では30分以内でたどり着けるかなという所ですので、この農地を管理するという観点からすると、遠からず近からずという所でないかなということによって皆様の方にもご承認いただいた範囲でございますので、その辺も汲み取りいただければという所です。

議長 一応これは要件等かな。大字ということで久賀は久賀と椋野（前島）しかないが、そういう意味でのご質問かなと思いますが、今日即答はできないとは思いますが、今後の検討材料として、頭の片隅に置いておくことにしていただけたらと思います。他にありますか。

10番 この申請の手続きは、ご本人には確認されているようなのですが、手続き自体はご本人がされたのかどうか。それと議案書の方によると、住宅の所在地は（番地）となっているのですけれども、これは図面で言うと申請地があって、宅地があって、その隣が住宅地なのかどうか、その点を確認させてください。

事務局 （番地）も申請人所有の宅地となります。そして（番地）と跨るように住宅が建っているという状況でございます。そしてこの度の申請につきましては、委任を受けた方から申請を頂いております。広島不動産会社ですけれども、そちらが申請人からの委任状を受けて作成しております。

10番 委任状があるのなら申出人の所に代理人として書かれていなければいけないんじゃないでしょうか。それと不動産会社が代理人としてこの手続きをするということではできないはずですが、その辺はどうなのでしょう。

事務局 ご本人さんが施設に入所中ということで、直接の提出が難しいということでの委任状を受け手の書類の提出となっております。

10番 そうなのでしょうが、不動産会社が手続きをするということが、それはちょっとできないんじゃないんでしょうか。

事務局 すいません、それはこの書類の提出に関しての費用の発生とか関係なくということで、そもそもがこの手続きが出来ないのではないかとということでございますか。

- 10 番 | もちろん使者ということで、頼まれて持ってくるということはあるんですけど、委任状が出ているということは、この処理をその方に委任されていると、当然その方がこの申出人を代理して手続きをするから委任状が出ているのでしょから、委任状が出ているのであれば、ここに代理人として名前を書かなければいけないのではないかと。その名前を書くにあたって不動産会社の方で良いんですかということをお聞きしております。
- 事務局 | 代理人の記載が抜けていたことについては申し訳ございません。今後このような場合には代理人という記載はさせていただきます。そして不動産会社につきましてこれは受任者になれるかということについて、これは確認をさせていただけたらと思います。
- 議長 | 今の後半については、不動産会社でなくても一個人であっても同じことですよ。代理人からの申請が可能なのかということを確認していただければ。偶然今回は不動産会社の職員が代理だったんだろーと思いますけれども、その確認があるんだろーと思います。法律上でその定めがないのなら、オーケーになるのか、ないしは行政書士でないとダメという話になるのか、その辺りの内容かと思っております。他に何かありましたら。
- (発言あり)
- 推委 3 番 | この申請については、隣の(施設名)に申請人が入らっしゃいます。今コロナで面談が出来ませんですけども、しっかりしていますので、この申請については本人ということで私は確認しています。以上です。
- 議長 | 本人からの申請で、偶然代理人が申請書を作成したと。
- 2 番 | 書いたのは本人です。持ってきたのが不動産会社の方です。
- 推委 3 番 | 申請は本人からです。
- 10 番 | 委任は受けていないということですか。
- 議長 | 申請書作成は本人がして、提出は偶然代理人がしたと。今コロナで出れないからということで。
- (発言あり)
- 議長 | まあ委任状の定義の仕方という所でございます。で本人が作成した資料について審議をするということですから、最終的には審議案件ということで議事

を進めさせていただけたらと思います。他に質問なども無いようですので、採決をいたします。本件を住宅に付属する農地として指定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議長

挙手多数であります。よって本件は、指定することに決定をいたします。続いて、日程4、協議会2、和解の仲介について、事務局より説明をお願いします。それでは和解の仲介申立書の受理について、ご説明いたします。資料は、本日配布の申立書の写しと、紛争の対象となっている農地の付近見取図、公図、航空写真をご確認ください。申立者は志佐に在住の(申出者1)さん、(申出者2)さん、(申出者3)さんの3人です。相手方は同じ志佐に在住の(相手方)さんが耕作する(番地)の水田に水を供給する際、近くの水路からパイプを通して隣接する(番地)の土地を通して水を供給することに申立者が納得しておらず、長年にわたり紛争が継続しております。これまで、農業委員や自治会長、農林課職員等で、当事者双方の話を聞いて、和解に向けた地ならし、方策を模索してきましたが、このほど申立者より申立書を提出したい。という意向があり、提出に至った次第です。続きましては、資料の「農業委員会による和解の仲介」の説明です。農地をめぐる紛争の解決方法として、一般的には民事訴訟、農事調停、農業委員会による和解の仲介という方法があります。和解の仲介は、身近なところで簡易に紛争解決することができ、時間的にも費用的にも負担が訴訟のようにはかからないのですが、訴訟のように結論を出すものではありません。双方の話を聞き取り、お互いに譲歩して和解案を導き出し、円満に解決する約束をするために仲介して取り持つものです。農地法第25条第1項では、農業委員会は、農地又は採草放牧地の利用関係の紛争について、農林水産省令で定める手続きに従い、当事者の双方又は一方から和解の仲介の申立があったときは、和解の仲介を行う。ただし、農業委員会が、その紛争について和解の仲介を行う事が困難又は不適當であると認めるときは、申し立てた者の同意を得て、都道府県知事に和解の仲介を行うべき旨の申し出をすることができるとなっております。農業委員会で和解の仲介を行う事が困難又は不適當とする主な内容は、当事者の一方が国や県、自治体、農業委員会の委員又は関係者、農業委員会ですでに仲介をこころみた紛争でその後変更のないもの、などがあげられます。今回は当事者の一方からの申立であります。が、手続きの流れでは、申立があったら農業委員会でどちらが仲介を行うか決定し、手続きに従い、聞き取りを行い、仲介案を提示して説得する必要があります。これまでの経緯からすると、場合によっては途中で仲介を打ち切りということもあり得ます。ですが、まずは当委員会で仲介を試みるのがよろしいのではないかと考えております。つきましては、和解の仲介申立書の受理について、周防大島町農業委員会で受理する。又は、都道府県知事に和解の仲介を行うよう申し出するかについ

てご審議をお願いいたします。

議長

それでは只今の事務局の説明に、ご質問はございませんか。

1 番

この写真⑤のパイプを田んぼの中に通しているのですが、この土地は(番地)の土地を通して入っているということで良いんですか。もう一つは③の写真ですが、これは道路を作る時に穴を作っているんですね。それは誰が決めたんかね。大体水利権というのは毎年、まあ僕らも田んぼつくつとるからわかるんですが、年に1回ないし2回水路を綺麗にして、水の取り入れ口を綺麗にするのを共同作業でやっていました。それは、何年もずっとそうやってきて、その掃除に出てこない人はペナルティとして、お金、日当を払うというような、私の地区ではそういう仕組みになっています。だからそれが無い人は、もう捨て水ということですよ。捨て水というのは水を止めたりあけたりする権利はありません。上が溜まったら、それを下に落とすというような仕組みになっております。なのでもともとこの(相手方)はその権利がなかったものでこういう風になっていると思います。途中でこのようにパイプを作ったりというのは、この設計図の所でちょっとチョンボしているのかなと言う風に思います。

12 番

私はこの件に関して担当した委員でありますけれども、以前から私の前に農業委員をしておりました方からの引継でありましたけれども、そのころからずっと大変難儀をしている所です。今川地委員から写真のことがありましたけれども、要するに③番の写真で袋みたいなのが置いてありますよね。あそこをせき止めてですね、その下にオレンジ色のぐるっと巻いた地図があると思うんですけども、オレンジ色の(番地)というのがよその家の方の田んぼ、今まで田んぼです。でその上に道路がぐるっとあるんですけども、この道路を作ったがために、まあ側溝を付けて水を逃がすということですが、(番地)の上にも(申立人)の田んぼ今でもありますけれども、要するに逃げ落としという水の取り方で今の(個人名)の所から道路ができるまでは下の(番地)へ落ちる、それからまた(番地)これが(相手方)の所有ですかね、そういう風に水が下りてきていたものを、側溝を付けたがために水が下へ降りなくなったという経緯があって、現在は(番地)は休耕して田んぼを作っていないんです、この方はもう水は要らないわけですよ。そしてその下へ以前は水が下りてきていたが、水が下りなくなったということで、その下に申出をしております(申立人)の方たちが側溝から自分たちの田の方に落ちる水ではなくて、道路の側溝ですから道路の方へ向いて、このオレンジ色の所ではなくて下にもう一本道がありますけれどもそっちの方へ水が逃げてしまうので、(番地)の所から下へ水路を共同で作ろうということで水を取るように下の水田耕作者たちが一緒に費用を出して水路を作ったんですよ。その時に(相手方)と一緒に仲間に入れば水の取り口が出来たんでしょ

うけれども、そのときにわしは上から水が落ちてきているからそっちの方の仲間に入らんということがずっと続いてきて、今の（相手方）が田んぼへ水を貯めるには水路が無くなってしまって、今言うように仕切を付けて側溝から水を自分の田へ引いているということなんです。そして何とか私たちも（相手方）にも（申出者）にも一緒に会って和解を使用じゃないかという話をするんだけど、どうしても（相手方）が話に乗ってくれない。逃げてしまうんですよ。これは話にならないからということで、それは和議にするにしても話の持って行きようがないので、今回このように取り上げていただいたというようなことではないかと思います。以上です。

議長 それでは只今の事務局並びに袴田委員からの説明に、ご質問はございませんか。

11 番 この水路自体は組合の所有になるという認識でいいのでしょうか。水利組合というか。

12 番 組合ではない。共同で引いたもの。

11 番 金を払った人たちが作った水路という認識で良いのでしょうか。

（肯定発言）

11 番 この水路が例えば町であったときに、水利権とかよく聞くんですが、何を担保に水利権と言っているのかがなかなか理解できないところがあって、町所有の川から水を引いているのに、自分たちは水利権があるからよそは取らさんというのは何なのかなというのが率直にあります。昔ながらの慣習でというのでしょうけど、担保とする法律があったり、担保とする紙があったりというのならまだしも、口頭でただひたすらいうだけだったら当然納得できない部分というのは、その今回の（相手方）にもあるのかなと思ってたんですけど、今の話だと水を引くための道をお金を出し合った人がいて、その道からは取らさないよと言っているのならそれは至極当然の話だなというのがあります。あとは畑の中にパイプを通してというのが埋設でいっているのかというのがちょっと気になる部分で、農地というのは基本的に通作権というのがありますよね。ようは行けないようにはしてはならないという権利が確かあるので、水を取らさないというのは結果的にその畑で物を作らせないという行為とイコールになる部分というのは当然あると思うんです。まあただ通ると水を取るのではちょっと違うんでしょうけれども。

12 番 パイプは剥き出し。畑を作る時だけ通してあとは解いている。

- 11 番 そういう意味で言うと、周りの方の文句というのもじゃあ作らせないかという話に当然なるので、すごい難しい、ここでどうこう言って決めていいのか。県知事さんの裁量で上に任せてしまうのか、今確かそういう諮りだったと思うので。ここで話して大半の方が水利に対する知識がないうえで、私たちが審査できるのかというのが不安な材料として考えています。
- 事務局 本日お諮りするに当たっては、今後例えばうちの農業委員会でまずじゃあ受理しましょうということになったら、農業委員さんの中から三名ほど仲介委員さんというものを選出、指名するようになります。そしてその指名された三人の方がそれぞれ双方からお話を聞いて、それで和解の提案というものを出して、そこでお互いに納得いけば和解と。これでダメだということなら打ち切りと、どちらかの答えを出さなければならないということになります。それは県に対してもそうなんですけれども、県にお願いする前に、まずはうちの農業委員会で試みってみるのでどうでしょうかということでお諮りしている所です。
- 10 番 確認なのですが、先程の説明ではこの申立てを受理するかどうかをこの場で決めるということによろしいんですね。その後の実際の中身の審議はまた仲介委員をたてるのか、それとも最後のページにフローがありますけれど、農業委員会から二通り方法があって、県知事への申出と仲介委員の指名と、この二通りがあるので、これをどうするかというのはまた次の会の議論ということによろしいんですかね。
- 議長 今日受けるとなれば仲介委員を決定するというところまで。
- 10 番 でしたら農業委員会としてこの段階で例えば困難又は不相当と判断する議論も必要なのかなと思うのですが。
- 議長 ここでは判断が出来ないと思いますから、仲介委員をたてて、そこで一回現地へあたってもらったうえで、どうにもダメなら県にお願いするという話になると思います。
- 10 番 仲介委員の決定まで行って、その上で困難又は不相当と判断する可能性もあると。
- 議長 可能性はあります。
- 10 番 わかりました。
- 議長 先程も指摘のありました水利権については、通常は大体この上にため池があ

って、そこから水を取っていけば通常それが水利権になると思うんです。今回は水路の上流側は溜池から取っているのでしょうか。それとも他に清水からだけなんのでしょうか。

(溜池ありの声)

議長 やっぱりあるんですね。じゃあそのため池の権利は。

(溜池は個人所有の声)

議長 個人ですか。通常そのため池の所有者が権利を持っているということですよ。ね通常は。

10 番 この件は私も2年くらい前に個人的にご相談を受けてですね、いろいろお話を聞いたのですが、この申出人がもう相手方に水を使わせないということではなくて、話し合いでちゃんとみんなが合意してうまく使いましょうと言う御意向なので、その辺は話し合いでの和解の余地はあると思うのですが、ただ相手方が先ほどもご説明にありましたけれど、話し合いに応じないという状況にあるので、これはたとえば農業委員会が関与してもその状態が変わるといのは、まあそれはやってみないとわからないので、それをやってみようということなのかもしれませんが、そういう情報は一応お伝えしておきます。相手方が話し合いに応じない。だから主張が対立しているのではなくて、その前提条件がまずないということなのでですね、非常に、仲介委員をたてても難しいかなという気はしております。

議長 私の方から言わせてもらいます。非常に困難な案件というのは承知をしておりますけれども、平成3年に挙がってきて、ずっとうちの中で、事務局の方で留め置いた案件なんですよ。最終的にどうするのか、どうしてもだめなら最終的に県に上げる、若しくは裁判かもしれませんが、いずれにしても段階を踏んで、手順を踏んでいかないと、一気に県にお願いするという話にならないでしょうから、まずは一回周防大島町農業委員会としての仲介委員をたてて、協議に応じませんかという取り組みをしてみる。最終的にそれでもだめなら県にお願いする。というのが今回お諮りをしている内容でございます。

10 番 すいません度々。平成3年からそういう話があったと。まあ正式な申立てではなかったのかもしれませんが、相談はあったと。その段階で既にこの総会に情報提供なり、議案として挙げるべき話であったと思うのですが、事務局として、今後の話なんですけれど、そういうことはあってはならないので、やっぱりこの和解の仲介に関するルールをきちっとこの際、この機会に明文化して、他の自治体の農業委員会では和解の仲介に関する処理規定と

いうのを作っている所がありますので、まあ実際申立てがあつたら受理せざるを得ないとは思いますが、受理してどういう処理をするのか、誰がどういう権限を持って、仲介委委員がどういう権限等を持って審議し、どうやって答えを出すのか。そのような明文化されたルール作りが必要だと思いますので、意見としてお願いしておきます。

議長

すいません先ほど申し上げたいつから意見が上がっていたというのは私が間違えておりました。いつからというのはすいません存じていません。ただ数年前から話があるというのは伺っておりましたから、いずれにしろその辺りの取り扱いをどうするのかという田中委員からの御志的については事務局の方で検討してください。

1 番

袴田委員に聞いてみるのですが、(相手方)は協議をしたと、話し合いをしてみようということで何回か会われて話をされたんですか。それから今のこの申立てが出て協議をしましょうという案内をして出てくるんですか。

12 番

出てこん。

1 番

そうですか。出てくる可能性があるのなら話をしてもいいんですが・・・

12 番

一回(申出者)の所へ行って話を聞いて、それから(相手方)へ行って話を聞いてという風に、三者で話をするというのが絶対ダメなんです。なので(申出者)と話して様子を聞いて、それから今度(相手方)へ様子を聞いて、それで自分が(相手方)へ現場、畑はどうしとるんかと聞いたら、ここの棚でパイプをこう通して水を取っていると、昔は上から水が来ていたのに来ないからしょうがないじゃないかと言っている。(申出者)にすれば、そこから水路を作ったのは、貴方も一回一緒に水路を作ってその権利者にならないかと声はかけたんだけど、わしは上から水が来ているからいいということで、その費用のかかる水利権者には入っていない。それがそのままずっと続いて、わしは上から水が来ていたから、自然に来ていたからそれを貰う権利はあるとって、水を取っていた。まあなかなか難しいね。それと自分も県庁に誰かわかる人がいるから、そこへ言うといっていて意固地になっている。だから下の人たちと話し合いは全然、顔を合しても知らん顔して通るくらい、全然ダメみたいですよ。

議長

今ずっと現地対応いただいております袴田委員から非常に苦しい状況にあるというのをご提起いただきました。他にもご質問ありますか。ご質問無いようですので、非常に厳しい状況にありますから、それを踏まえてどうするのかというのが今日お諮りしたい内容でございます。和解の仲介申立書の受理について、農地法第25条第1項に基づき、周防大島町農業委員会で受理す

ることに賛成の方は、挙手をお願いします。

(挙手多数)

挙手多数であります。

よって本件については周防大島町農業委員会で受理することに決定をいたします。つきましては農地法第25条第2項に基づき農業委員の中から3名の仲介委員を選出することとなっております。本件については、1番川地委員、10番田中委員、12番袴田委員に仲介委員として指名させていただきます。ご承引いただきますようお願いいたします。

続いて、日程5、報告事項1、農地転用の届出について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局

はい、報告事項1、農地転用の届出について一括してご報告いたします。資料は38～43ページをご覧ください。No.1、申請人、東京都世田谷区、(事業者名)、申請地、久賀、字片上、地番●●●●、地目、畑、現況、畑、面積、240のうち2.25㎡、続いて申請地、土居、字上替地、地番●●●●、地目、畑、現況、畑、面積、312のうち2.25が永年転用、53.25が一時転用となっております。権利の種類等については賃借権の設定。契約の内容は賃貸借です。事業計画用途等については携帯電話無線基地局の設置。備考として認定電気通信事業、農振地域以外の地域です。農業委員会の届出は令和3年3月24日となっております。本事案については、農地法施行規則第15条第1項第14条に規定する、認定電気通信事業者が設置する施設に該当し、許可不要のため届出にて対応いたします。この報告事項については以上です。

議長

ただいまの事務局の報告に、ご質問などはありませんか。

11番

届出自体には意義は全くないのですが、久賀の方の方民家のすぐ後ろが畑になっているんですけども、転用とか大丈夫ですか。宅地への転用というのが出たのか、率直に心配なんですけれども。明らかに畑に民家が建っちゃっているんで。違反転用かどうか。

事務局

過去に転用の記録があるかどうか、確認いたします。転用がされていない物でしたら、指導をいたします。

議長

特にご質問などが無いようでしたら皆様のご了承をお願いいたします。

続いて、日程6、報告事項2、農地現況証明願による現況証明について、事務局より報告をお願いいたします。

事務局 はい、報告事項2、農地現況証明願による現況証明についてご報告いたします。資料は本日配布の資料をご覧ください。申請人（氏名）、申請地、東安下庄、字江の上、地番●●●●、地目、畑、面積442㎡、現況確認日、令和3年3月3日、地目、非農地として判断しております。確認者は廣岡委員、田中委員、安本委員、事務局2名でございます。備考としまして荒廃しており、農地としての使用は不可能として証明しております。資料につきましては50ページから52ページにお付けしております。報告事項は以上です。

議長 ただいまの事務局の報告に、ご質問などはありませんか。
特にご質問などが無いようでしたら皆様のご了承をお願いいたします。

続いて、日程7、報告事項3、農地法第18条第6項の規定による通知（使用貸借権）について、事務局より報告をお願いいたします。

事務局 はい、報告事項3、農地法第18条第6項の規定による通知（使用貸借権）についてご報告いたします。資料は53、54ページをご覧ください。No.1.2と続けてご報告いたします。No.1申請人、貸付人、神奈川県鎌倉市（氏名）、借受人、光市（氏名）、申請地、西安下庄、字正分東、地番●●●●、地目、畑、面積556㎡、契約内容等、農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定、契約期間は令和2年12月25日から令和14年12月24日までの使用貸借権となっています。備考としまして、借受人変更のため、合意による解約となっています。続きましてNo.2申請人、貸付人、広島市中区（氏名）、借受人、東三浦（氏名）、申請地、西三浦、字南河内、地番●●●●、地目、田、面積2,100㎡、契約内容等、農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定、契約期間は令和2年4月1日から令和7年6月24日までの使用貸借権となっています。備考としまして、合意による解約となっています。解約後は自己管理をされるということです。報告事項は以上です。

議長 ただいまの事務局の報告に、ご質問などはありませんか。
特にご質問などが無いようでしたら皆様のご了承をお願いいたします。

続いて、諸連絡について、事務局よりお願いします。

事務局 諸連絡を申し上げます、次回開催日についてですが変更がありまして、先月お配りしたカレンダーでは5月12日（水）と予定していましたが、一日早めまして5月11日（火）と変更させていただきます。開催時間は変わらず午前9時30分から、場所は変わらず、久賀公民館2階の大会議室で行いたいと思います。議案の送付は4月28日（水）を予定しています。久賀の山田に住宅を建てた（氏名）から、事業計画が大きく変わったがその申請が遅れていた

ということで、農業委員会に対して始末書が提出されておりますのでご報告いたします。最後に、この後久賀の現況証明願いに基づく現況確認を行いますので、恐れ入りますが担当委員の方は現地の方へ集合をお願いいたします。事務局からは以上です。

議長 他に委員の方からご意見はありませんか

10 番 前回の議案で、許可を出される時条件が書かれた許可書があるらしいのですが、採決の時にはそういった条件を前提に採決したという記憶はないのですが、許可条件を付けられるときは、やっぱり採決の時にこういう条件を付けますよということで許可をしてよいかということを確認して採決をしていただきたいと思います。要望ですが。

議長 これについては留意しておきます。私の方が留意して採決しなければいけなかったのでしょうか。他にありますか。ないようでしたら私の方から二つほどお願いをしたいと思います。一つは5月の議案次第ではございますが、去年の八月ごろに農林課へ対して、施策提案ができるような協議がしたいという提案をさせていただきました。それを提案させてもらったのは、担い手不足が非常に顕著になっているということ踏まえての思いだったのですが、やはりなかなか一気に議論が出来ないということで、当時は休止をさせていただきました。基本的には今回2020年に実施された農林業センサスの市町村データを踏まえて、担い手がこうなっているからじゃあどうしようかという議論が出来たらというのが当時思っていた思いであったんですけども、農林業センサスの市町村データが3月末に出てくるというのが当初計画ではあったのですが、まだ公表されていません。まあ、近々に出てくるとは思いますから、それを踏まえて、5月の議案次第ではありますが、ある程度協議の素案を作って、皆さんにお諮りをしたいと思っております。その辺りについてご提案をさせていただきます。二点目、これは事務局に対してのお願いなんですけれども、人農地プランの策定に関しまして、今年度こういったスケジュールで、こういった対象地域に対して、どういう体制で推進していくのかを、事務局案を提示いただきたいと思います。農業委員会でも人農地プランの策定に関して、ある程度業務として活動するよう役割が求められています。それを踏まえて、今年度中にやろうとするのか、今年度コロナもあるので難しいというのがありますけれども、この前から県の農業会議で実施される常設審議委員会の中で他の委員の話を知っていると、結構コロナ禍の中でも協議を進めているんですね。その辺りも踏まえて、周防大島町としてどうするのか。現時点では補助整備事業が実施されている所が対象地域として先にと話されていますけれども、いずれにしても、昨年度末までに全体を実質化するよう国から求められています。現在当面休止をしていると思いますから、今年中どうするのか、来年までかかるのか、このあ

たりの素案を事務局からご提案いただけたらと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

では、以上をもちまして第65回周防大島町農業委員会総会を閉会いたします。長時間の審議、ご苦勞様でした。

上記は、令和3年4月15日開催の第65回周防大島町農業委員会総会の議事録である。

令和3年 5月 // 日

周防大島町農業委員会会長 廣岡隆義 

上記の議事録は、正当と認め署名いたします。

議事録署名人

周防大島町農業委員 小柳貴史 

周防大島町農業委員 沖村和哉 